

## 第4 議会と住民及び長との関係に関する調

### 1 住民の直接請求（法第74条・第86条）（表72）

法第74条に基づき、条例の制定・改廃請求があったのは、7町村であり、件数は7件である。そのうち本会議において、請求代表者の意見陳述を行ったのは、3件であり、陳述人は4人である。

法第86条に基づく主要公務員の解職請求の該当はなかった。

表72 議会と住民との関係（住民の直接請求）

（単位：件）

直接請求の種類	該当町村数 （団体）	件数	請求代表者の意見陳述（本会議）	
			有	無
条例の制定・改廃請求 （法74）	7	7	3	4
			陳述人延人数（人）	
			総計	該当平均
			4	1.3
主要公務員の解職請求 （法86）	0	0		

### 2 議会と長との関係（法第98条、第100条、第176～178条）（表73）

法第98条第1項に基づき、議会の検閲・検査を行ったのは3町村11件である。

法第98条第2項に基づき議会による監査請求を行ったのは、3町村3件である。

法第100条に基づく議会の100条調査を実施したのは、7町村7件である。

法第176条及び第177条に基づく再議を実施したのは、2町村2件である。

法第178条に基づき長の不信任議決を行ったのは、5町村5件である。

表73 議会と長との関係（議会の権限）

対象事務・事件	該当町村数（団体）	件数（件）
検閲・検査 （法98）	3	11
監査請求 （法98）	3	3
100条調査 （法100）	7	7
再議 （法176、法177）	2	2
長に対する不信任議決 （法178）	5	5